

令和8年第2回矢掛町議会第1回定例会（第1号）

1. 会議招集日時 令和8年3月3日 午前9時30分

2. 会議の開閉 （開会） 午前 9時30分
（議事） 午前 9時30分
（散会） 午前11時26分

3. 議員の出欠状況

議席 番号	氏 名	出欠等 の 別	議席 番号	氏 名	出欠等 の 別
1	土 井 俊 彦	出	2	昼 田 政 義	出
3	福 田 京 子	出	4	岸 野 榮 治	出
5	田 中 輝 夫	出	6	原 田 秀 史	出
7	小 塚 郁 夫	出	8	石 井 信 行	出
9	花 川 大 志	出	10	浅 野 毅	出
11	川 上 淳 司	出	12	土 田 正 雄	出

~~~~~

4. 説明のために出席した者の職氏名

|             |         |           |         |
|-------------|---------|-----------|---------|
| 町 長         | 山 岡 敦   | 副 町 長     | 山 縣 幸 洋 |
| 教 育 長       | 山 部 英 之 | 総務防災課長    | 稲 田 欽 也 |
| 企 画 課 長     | 平 井 勝 志 | 財 政 課 長   | 松 嶋 良 治 |
| 町 民 課 長     | 佐 藤 澄 江 | 税 務 課 長   | 守 屋 裕 文 |
| 健康推進課長      | 小 川 公 一 | こどもみらい課長  | 楠 木 貴 子 |
| 福祉介護課長      | 片 岡 崇   | 産業観光課長    | 池 田 敏 之 |
| 建 設 課 長     | 渡 邊 孝 一 | 上下水道課長    | 丹 下 裕 之 |
| 教 育 課 長     | 西 山 弘 之 | 会 計 管 理 者 | 松 嶋 良 治 |
| 建設課・教育課参事   | 黒 瀬 純 一 | 病 院 事 務 長 | 坪 田 芳 隆 |
| 介護老人保健施設事務長 | 小 出 優 子 | 総務防災課長代理  | 立 川 人 士 |
| 財 政 課 主 幹   | 小 出 健 司 |           |         |

5. 出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長 妹 尾 一 正 書 記 高 槻 美 希

6. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第5 議案第5号 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第6号 矢掛町宇角地区活性化振興基金条例の一部を改正する条例制定について

議案第7号 矢掛町保育園条例及び矢掛町認定こども園条例の一部を改正する条例制定について

議案第8号 矢掛町保健センター条例の一部を改正する条例制定について

議案第9号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第10号 矢掛町火入れに関する条例制定について

議案第11号 矢掛町振興計画基本構想の策定について

議案第12号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について

議案第13号 町道の路線廃止について

議案第14号 町道の路線認定について

議案第15号 権利の放棄について

議案第16号 権利の放棄について

議案第17号 令和7年度矢掛町一般会計補正予算（第8号）について

議案第18号 令和7年度矢掛町水道事業会計補正予算（第3号）について

議案第19号 令和7年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）について

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

午前9時30分 開会

**○議長（浅野 毅君）** 皆さん、おはようございます。

暦の上では春とはいえまだまだ寒い日が続いておりますが、議員の皆様には年度末を控え御多用のところお繰り合わせ御出席をいただき、御苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和8年第2回矢掛町議会第1回定例会を開会いたします。

なお、病院管理者におかれましては、診療業務のため、本日の会議を欠席させていただきたい旨の申出がありましたので、御報告いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手許に配付のとおりであります。

~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（浅野 毅君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により議長において、11番川上淳司君と、12番土田正雄君を指名いたします。

~~~~~

日程第2 会期の決定

**○議長（浅野 毅君）** 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日3日から17日までの15日間といたしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日から17日までの15日間と決定いたしました。

~~~~~

日程第3 諸般の報告

○議長（浅野 毅君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から報告事項がありますので、挨拶を兼ね報告していただきます。町長。

○町長（山岡 敦君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和8年第2回矢掛町議会第1回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私とも何かと御多用な中、御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

今年もはや3月に入り、比較的暖かな日が続いており、心地良い日差しや木の芽の膨らみに少しずつではございますが、春の先触れを感じられる時候となつてまいりました。

そうした中、先月行われましたミラノ・コルティナオリンピックでは日本のメダル獲得数が冬季オリンピックで過去最多、金メダルの獲得数も過去最多タイに並ぶなど連日の日本人選手の活躍や世界各国の選手が繰り広げた非常に高いレベルの競技に日本中から声援が送られました。

一方、先月15日に開催いたしました第38回矢掛本陣マラソン大会では、子どもから大人まで432名のランナーが参加され、沿道からの声援を受けながら矢掛の宿場町を駆け抜けられました。大会を無事に開催できましたのも、大会参加者をはじめ本大会を支えていただいた多くの方々の御協力の賜物であり、心より感謝を申し上げます。

さて、国の令和8年度予算につきましては、過去最大規模となる122兆3,092億円の当初予算案が衆議院で審議されていますが、予算の年度内成立は不確実な状況となっており、町への影響も含めて注視しているところでございます。

一方、岡山県の令和8年度一般会計予算につきましては、県の4つの重点戦略に基づく施策、特に喫緊の課題である人口減少問題への対応など、より実効性の高い施策に市町村とも一層連携を図りながら取り組み、好循環の流れを更に力強いものとするための予算編成とされております。

こうした中、今議会では選挙年ということで令和8年度予算につきましては、骨格予算について御審議をいただきますが、町民の皆様が安定した生活が送れますよう、子育て支援や少子化対策、農業・商工業の振興、高齢者福祉・障がい者福祉の充実、健康づくりなど各事業分野に最大限配慮した予算としておりますので、議員の皆様をはじめ町民の皆様には一層の御支援・御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

さて、本定例会で御審議をお願いいたします案件は、人権擁護委員候補者の推薦について1件、条例の一部改正及び新規制定が6件、振興計画基本構想の策定について1件、過疎計画の策定について1件、町道の路線廃止及び路線認定について2件、権利の放棄について2件、令和7年度各会計補正予算が3件、令和8年度各会計予算が10件の計26議案でございます。どうか、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げます。また、本定例会では一般質問をお受けすることにいたしておりますので、よろしくをお願いいたします。

引き続きまして、報告事項を申し上げます。報告事項は、9件でございます。

報告第1号、矢掛病院常勤医師の異動について、御報告申し上げます。現在、矢掛病院では病院事業管理者として令和6年1月に選任いたしました村上正和医師が病院長を兼務しておりますが、4月1日から、現在副院長の鈴木宏光医師を病院長として選任することとなりましたので、御報告申し上げます。

鈴木医師は、現在54歳で、平成29年4月に岡山市立市民病院から外科診療部長として赴任された後、令和3年4月からは副院長として診療面における管理者のサポート役を果たしてこられました。引き続き、病院長としてもその職責を全うしていただけるものと考えております。

また、新たに岡山県の地域枠医師として藤井健人医師を、非常勤の医師として中村隆資医師の2名を4月1日からお迎えすることとなりましたので、御報告申し上げます。

藤井医師につきましては、これまでの医師確保対策の成果である県の地域枠制度による派遣医師としては今回で3人目となります。現在、岡山大学病院で勤務されている外科の医師でございます。また、中村医師につきましては、矢掛町の御出身で矢掛高校から岡山大学医学部へ進まれ、現在は、高梁中央病院へ在籍しておられる内科の医師でございます。矢掛病院へは週4日の勤務となる予定です。

議員の皆様におかれましても、引き続き格段の御支援を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、報告第2号、企業版ふるさと納税について、御報告申し上げます。

企業版ふるさと納税制度につきましては、地方創生応援税制という位置付けのもと企業が地方公共団体の地方創生プロジェクトに寄付を行うことで法人関係税から税額控除を受けることができる仕組みとなっております。この制度は、企業の社会貢献活動を促進するとともに、地域の活性化に寄与することを目的としております。

合併70周年を迎えた昨年度は、過去最高額の3,750万円、今年度は2,520万円の寄附のお申出をいただいております。受入れを開始した令和2年度からの累計受入額は8,910万円となっております。

御寄附をしてくださった企業様ですが、企業誘致により矢掛町と御縁をいただいた企業様、例えば、宇角育成牧場跡地を利用して事業展開している大黒天物産株式会社様や矢掛商業跡地に日本語学校を設置されている株式会社カイトックホールディングス様、近隣市町の企業である株式会社バイクプラザヤマノ様、坂本産業株式会社様、矢掛町との事業取引のある OEC 株式会社等ほかにも複数の企業様から御寄附をいただいております。

また、企業版ふるさと納税は物品での寄附も可能でございまして、株式会社モンベル様、株式会社大塚商会様、アサヒ物産株式会社様より多額の物品をいただいております、物品の累計受入額は約 9,000 万円となっております。

矢掛町と企業が共に協力し、更なる発展を遂げていくために今後も企業版ふるさと納税制度の活用を進め矢掛町の活性化につなげてまいります。

続きまして、報告第 3 号、矢掛町第 2 次一般廃棄物処理基本計画の策定について、御報告申し上げます。

お手許に配付しております計画書を御覧いただきたいと存じます。平成 28 年度に策定した第 1 次基本計画の計画期間が本年度をもって満了を迎えることから、更なる循環型社会の形成の推進に向けた取組の方向性を示すとともに、近年の廃棄物行政の状況変化に対応した第 2 次一般廃棄物処理基本計画を策定いたしました。策定にあたり、熱心に御議論をいただきました廃棄物減量等推進審議会委員の皆様には改めて感謝を申し上げます。

本計画では、町民・事業者・行政が一体となって廃棄物排出者責任を認識し、地域一体となって環境にやさしいクリーンなまちづくりの基本理念の下、ゴミ発生・排出削減及び資源化を推進していくこととしております。今後、この計画に沿って施策を推進してまいりたいと考えておりますので、一層の御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

続きまして、報告第 4 号、矢掛町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の策定について、御報告申し上げます。

お手許に配付いたしております計画書を御覧いただきたいと存じますが、矢掛町ではこれまで町行政の事務及び事業から排出される温室効果ガス排出量の削減に継続的に取り組んでまいりましたが、地域全体でのカーボンニュートラルの実現に向けて、行政だけでなく町民や事業者、団体等を含めたあらゆる主体が一体となって取組を推進していくため、町全域を対象とした矢掛町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を策定いたしました。

策定にあたり、熱心に御議論をいただきました地球温暖化対策推進協議会委員の皆様には改めて感謝を申し上げます。

地球温暖化の影響による気象災害の発生などが顕著に現れている昨今、カーボンニュートラルの実現のためには再生可能エネルギーの導入拡大や省エネルギー対策、交通や森林吸収源対策及び循環型社会への転換など多岐にわたる分野に目を向ける必要があります。今後、この計画に沿って施策を推進してまいりたいと考えておりますので、一層の御理解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、報告第 5 号、第 4 次矢掛町地域福祉計画・第 6 次矢掛町地域福祉活動計画の策定について、御報告申し上げます。

議員の皆様のお手許に計画書を配付いたしておりますが、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 か年間

を対象としております第3次矢掛町地域福祉計画・第5次矢掛町地域福祉活動計画が、本年度で終了することに伴いまして、新たに令和8年度から令和12年度までの5か年を対象とする次期計画を策定いたしました。

本計画は、みんなが支え合い、安心して暮らせる福祉のまちづくりを本町の目指す地域福祉の将来像とし、その実現のために必要な施策をとりまとめたものであり、令和4年度から令和7年度に開催された自治協議会主催の地域座談会と令和6年度と令和7年度に開催された地区社会福祉協議会主催の小地域ケア会議での御意見を参考にさせていただいております。

策定にあたりましては、熱心に御議論いただきました矢掛町地域福祉計画策定委員会及び矢掛町社会福祉協議会地域福祉活動計画策定委員会の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただきました町民の皆様、関係団体の皆様に感謝を申し上げます。

議員の皆様には、引き続き、施策の推進に一層の御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

続きまして、報告第6号、健康やかげ21・食育推進計画の策定について、御報告申し上げます。

お手許に計画書を配付させていただいておりますので御覧いただきたいと存じますが、このたび本町では健康やかげ21・食育推進計画を策定いたしました。

本計画では、令和8年度から令和12年度までの5年間を計画期間としており、町民の皆様の健康づくりを総合的に推進する健康づくり計画と全ての世代における望ましい食習慣の形成をめざす食育推進計画を一体的にまとめたものであり、心と体の健康、そして健やかな食生活を一層充実させるための指針として位置付けるものです。

健康と食は、日々の暮らしを支える最も基本的な要素であり、まちの活力を生み出す源でもあります。本計画の推進には、町民の皆様一人ひとりの主体的な実践と家庭・学校・事業者など多様な関係者の協働が欠かせません。

誰もが生き生きと暮らし続けられる健やかで活力あるやかげの実現を目指し、計画に掲げる施策を着実に進めてまいりますので、引き続き御理解と御協力をお願い申し上げます。

また、本計画の策定にあたり、熱心に御議論をいただきました健康やかげ21・食育推進計画策定委員会の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただきました町民の皆様、関係団体の皆様に心より感謝申し上げます。

続きまして、報告第7号、矢掛町ゼロカーボンシティ宣言について、御報告申し上げます。

去る1月29日、矢掛町地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定の答申をいただいた際、矢掛町ゼロカーボンシティ宣言をいたしました。

本町は緑豊かな山々に囲まれ、その自然や趣のある街並み、伝統文化、歴史的遺産などに恵まれております。これらの資源を私たちは将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

近年、地球温暖化による気候変動の影響は、気象災害の頻発などに顕著に現れており、本町でも平成30年西日本豪雨災害をはじめ、局所的豪雨等による浸水や土砂災害は住民生活に大きな影響をもたらしています。

いま直面する地球温暖化の課題に対し、本町としても再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギーの強化、森林吸収源の最大限の活用など一人ひとりが今まで以上に地球環境に関心を持ち、脱炭素への取組を進めなければなりません。

この地球規模の大きな課題に対し、高い目的意識を持って地球温暖化対策に取り組むことを決意し、2050 年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロとするゼロカーボンシティに挑戦することを宣言したところでございます。

今後、取組を推進してまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして報告第 8 号、令和 8 年春の交通安全県民運動の実施について、御報告申し上げます。

毎年行われております春の交通安全県民運動が、4 月 6 日月曜日から 15 日水曜日までの 10 日間、“交通ルール 守って笑顔 晴れの国”をスローガンに県下一斉に行われます。

矢掛町では、春の交通安全県民運動期間中、警察署や関係団体の皆様と協力しながら交通事故ゼロを目指し、更なる交通安全の啓発を図ってまいります。

また、令和 8 年 4 月 1 日からは、自転車の交通違反に交通反則制度が導入されます。この制度では、16 歳以上が検挙の対象となっておりますが、年齢に関わらず、今まで以上に自転車の交通ルールを理解し、安全に乗用して自転車関連の事故の防止を心掛けていただきますよう、お願いいたします。

町民の皆様におかれましても、改めて、交通ルールは絶対を守る、自分の安全は自分で守る、そして事故は起こさないという強い気持ちを持って交通事故防止に努めていただきたいと思います。

どうか、議員の皆様におかれましても、引き続き、交通事故ゼロを目指し、交通安全にお取り組みいただきますようお願いいたします。

続きまして最後となります、報告第 9 号、アウトドアヴィレッジやかげの開業について、御報告申し上げます。

山田地区里山田地内に整備を進めておりますアウトドアヴィレッジやかげが、4 月 28 日火曜日に開業いたします。

アウトドアヴィレッジやかげには、ビジターセンターのほかオートキャンプエリア及び水上アクティビティエリアなどのアウトドア設備を備えておりますのに加え、テナントとして株式会社ベルカディアによる中四国最大級のモンベルショップや晴れの国岡山農業協同組合によるイタリアンカフェ“カフェデル・オルト”も出店されます。

開業日当日は、町民の皆様を対象とした先行オープンを行った後、一般の皆様への開業を予定しております。

町内外の多くのお客様に御来場いただき、更なる賑わいを創出する施設として運営してまいります。

議員の皆様も、御家族お揃いでアウトドアヴィレッジやかげに足をお運びいただきますよう、よろしくお願いいたします。

報告事項は、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 町長からの報告が終わりました。

次に、議長としての報告を行います。

議会閉会中の議長としての主な行事への出席につきましては、お手許の一覧表を御覧いただきたいと思います。次に、監査委員から定期監査及び例月出納検査の結果報告書が提出されておりますので、各自御検討をお願いいたします。また、議員派遣報告一覧表も配付しておりますので、併せて御覧ください。さらに、請願の提出がありましたので、請願文書表のとおり配付いたしておりますので御覧下さい。

以上で諸般の報告を終わります。

~~~~~

日程第4 議案第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

**○議長（浅野 毅君）** 日程第4, 議案第4号, 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。執行部に提案理由の説明を求めます。町長。

**○町長（山岡 敦君）** それでは, 議案第4号, 人権擁護委員候補者の推薦について, 提案理由を御説明申し上げます。

人権擁護委員の山本静枝氏の任期が, 本年6月30日をもって満了いたします。このことに伴いまして, 新たに, 矢掛町江良1122番地, 守屋 澄氏を委員候補者として推薦いたしたく, 人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして議会の御意見を承りたく, この議会に提出させていただくものでございます。

経歴につきましては, お手許に資料を配付いたしておりますので, 資料番号1を御覧いただきたいと思います。存じます。

守屋氏は, 昭和55年5月から裁判所事務官として裁判の現場における事務やさまざまな司法行政事務に携われ, その豊富な経験を活かしていただきたく推薦させていただくものでございます。

人権擁護委員就任後の任期は, 本年7月1日から, 3年でございます。

なお, 現在, 本町の人権擁護委員につきましては, 藤原立志氏, 加藤光子氏, 関戸孝雄氏, 竹内正弘氏, 妹尾眞理子氏と今回お願いしております守屋 澄氏の計6名でございます。どうぞ, よろしく願いいたします。

**○議長（浅野 毅君）** 提案理由の説明が終わりました。

ただいまから質疑を行います。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 討論を終結いたします。これより採決を行います。

お諮りいたします。議案第4号は原案のとおり同意することに決することに, 御異議はありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって議案第4号, 人権擁護委員候補者の推薦については, 原案のとおり同意することに決いたしました。

~~~~~

日程第5 議案第5号 非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第6号 矢掛町宇角地区活性化振興基金条例の一部を改正する条例制定について

議案第7号 矢掛町保育園条例及び矢掛町認定こども園条例の一部を改正する条例制定について

議案第8号 矢掛町保健センター条例の一部を改正する条例制定について

議案第9号 矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について

議案第 10 号 矢掛町火入れに関する条例制定について
議案第 11 号 矢掛町振興計画基本構想の策定について
議案第 12 号 矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について
議案第 13 号 町道の路線廃止について
議案第 14 号 町道の路線認定について
議案第 15 号 権利の放棄について
議案第 16 号 権利の放棄について
議案第 17 号 令和 7 年度矢掛町一般会計補正予算（第 8 号）について
議案第 18 号 令和 7 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 3 号）について
議案第 19 号 令和 7 年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第 2 号）について

○議長（浅野 毅君） 日程第 5、議案第 5 号から議案第 10 号までの条例制定・廃止及び一部改正案件 6 件、議案第 11 号の振興計画基本構想の策定案件 1 件、議案第 12 号の過疎計画の策定案件 1 件、議案第 13 号及び議案第 14 号の町道の路線廃止及び認定案件 2 件、議案第 15 号及び議案第 16 号の権利の放棄案件 2 件、議案第 17 号から議案第 19 号までの令和 7 年度補正予算案件 3 件の計 15 件を一括議題といたします。

それぞれ提案理由の説明並びに議案に対する説明を求めます。町長。

○町長（山岡 敦君） それでは、議案第 5 号から議案第 19 号までの 15 議案について、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第 5 号から議案第 10 号までにつきましては、条例の一部改正及び新規制定に関するものでございますが、いずれも地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づきまして、この議会に提出させていただきますものでございます。

まずは、議案第 5 号、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律が改正されたことに伴い、町で定める選挙長等の報酬額を改正するものでございます。

詳細につきましては、総務防災課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 6 号、矢掛町宇角地区活性化振興基金条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、宇角地区活性化振興基金は、宇角地区の自然環境を活かしながら地域との調和を図り、活性化振興に関する施策を行うための財源とすることを目的に令和 2 年 3 月に設置いたしました。

これまでも、この基金を活用して道路改良や畜産振興、更には河川維持などの取組を行ってまいりました。今後も旧矢掛町育成牧場及びその関係地域における環境整備と地域活性化、地域振興に関する施策の実施に向けて、この基金を財源として活用していくため今回の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、財政課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 7 号、矢掛町保育園条例及び矢掛町認定こども園条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、この改正は、令和 8 年 4 月から始まります乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度に関して町内の保育園等 4 園で実施することから事業の実施についての規定を追加するものでございます。

詳細につきましては、こどもみらい課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第 8 号、矢掛町保健センター条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今

回の改正は、矢掛町保健センターの栄養指導室の貸出基準を緩和し、より多くの住民が使用できるようにするための改正でございます。

詳細につきましては、健康推進課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第9号、矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定についてでございますが、今回の改正は、令和7年度税制改正に伴うもので、厚生労働省の方針に基づき、令和8年度の介護保険料算定における特例措置を講ずるため所要の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、福祉介護課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第10号、矢掛町火入れに関する条例制定についてでございますが、これは、森林などへの火入れに関し、森林法第21条の許可の手続き及びその他必要な事項を定めるものでございます。

詳細につきましては、産業観光課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第11号、矢掛町振興計画基本構想の策定について、提案理由を御説明申し上げます。

皆様も御承知のとおり、現在の第6次振興計画は、今年度末をもって10年の計画期間が満了いたします。この間、各種行政施策の推進につきましては、議会の皆様をはじめ、町民各位の御理解、御協力を賜り、積極的にさまざまな諸事業を実施することができ、まちの活性化にも大きな効果が出てきていると考えております。

また、まちづくり町民アンケートでの各施策の満足度調査においても、ほとんどの施策で満足度が高いという結果となっており、これまでの取組に対し、高い評価をいただいているところであり、議員の皆様には、改めて衷心より御礼を申し上げる次第でございます。

一方で、本町も全国的な傾向と同様に少子高齢化と人口減少という課題に直面しており、出生者数の減少と高齢者人口の増加は、生産年齢人口の減少や地域コミュニティの担い手不足、社会負担の増大といったさまざまな問題を引き起こすこととなっております。

このたび提案させていただきます第7次振興計画につきましては、次の10年間、令和8年度から令和17年度までを計画期間といたしております。

策定にあたりましては、町民並びに中・高校生の意識調査、まちづくりワークショップなどを実施し、そこで寄せられた意見を基に、原案を作成いたしました。この原案を町議会議員、住民代表、知識経験者など24名からなる振興計画審議会へ諮問させていただきまして、去る2月6日に答申をいただき、計画案としてまとめましたものをこのたびの議会へお諮りするものでございます。

本計画案では、町民憲章に掲げられた5つの理念をまちづくりの基本理念とし、まちの将来像を進化を続けて成長するまちといたしております。

今後10年の最重要課題であります少子高齢化、人口減少対策に向けた各種施策推進のための基本目標として、元気に暮らせる健康長寿のまち、安全・安心で心地よいまち、歴史・文化のかおる教育のまち、活力ある産業が交流を生むまち、個性が輝く協働のまちという5つの基本目標を掲げており、目標の推進に対しては少子化・移住定住、幸福・健康長寿、教育充実、産業振興、DX推進、サステナビリティという6つの視点に立ち、まちの将来像である進化を続けて成長するまちを実現することとしております。この取組を推進し、将来像を実現するためには、町民と行政が協力し、一体となった取組や一体となつてのまちづくりの推進が欠かすことのできないものと考えております。

本計画の策定にあたりまして、貴重な御意見をいただきました審議会委員の皆様をはじめ、まちづく

りワークショップ、町民意識調査等に御協力をいただきました町民の皆様，そして関係各位に心から御礼を申し上げる次第でございます。

振興計画は、御審議いただきます基本構想と前期5か年の施策の基本的方向と体系を定めた基本計画とで構成されております。

詳細につきましては企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第12号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、提案理由を御説明申し上げます。これは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定に基づき、この議会の議決を求めるものでございます。

矢掛町は、令和3年4月1日付けで過疎地域に再指定され、令和3年9月議会で、令和3年度から令和7年度までの矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画策定の議決をいただき、事業を展開してまいりました。このたび、当該計画期間が満了となることに伴い、新たに令和8年度から令和12年度までの矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画を策定するため、この議会に提出させていただくものでございます。

なお、これまでどおり、この計画に基づきまして行う事業の財源として、後年度に借入額の7割が普通交付税措置される過疎対策事業債を特別に発行することができます。

詳細につきましては企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第13号、町道の路線廃止について、提案理由を御説明申し上げます。

これは、町道の廃止にあたり、道路法第10条第3項の規定に基づきまして、この議会に提出し、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第14号、町道の路線認定についてでございますが、これは、町道の認定にあたり、道路法第8条第2項の規定に基づきまして、この議会に提出し、議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、建設課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第15号及び議案第16号の権利の放棄について、2議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

いずれも、地方自治法第96条第1項第10号の規定に基づきまして、この議会に提出し、議決を求めるものでございます。

議案第15号は、矢掛町住宅新築資金等貸付金で回収不能となった債権の放棄について、議案第16号は、駐車場貸付収入で回収不能となった債権の放棄について、それぞれ議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、議案第15号については福祉介護課長が、議案第16号については財政課長が、それぞれ説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、議案第17号から議案第19号までの各会計の補正予算につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

なお、各議案につきまして、一般会計及び地域開発事業特別会計の補正予算につきましては、地方自治法第218条第1項の規定、水道事業会計の補正予算につきましては、地方公営企業法第24条第2項の規定に基づきまして、提出させていただくものでございます。

まず、議案第17号、令和7年度矢掛町一般会計補正予算（第8号）についてでございますが、今回の補正額は1億2,500万円の減額で、補正後の予算総額は、117億200万円となっております。

内容につきましては、お手許に配付いたしております補正予算の概要を御覧ください。

このたびの補正予算は、実績見込によります事業費の減額と一部不足が見込まれるものの増額等の調整がほとんどではございますが、総務費へは、ふるさと納税の寄附額が見込みを上回ることから、その寄附に対する返礼品等の経費を追加計上しております。

次に衛生費へは、広域で整備しているゴミ焼却場の熱利用施設建設にかかる西部衛生施設組合への負担金を計上しております。

また、諸支出金へは、ふるさと納税寄附金の使途として、町並み保存、文化遺産や歴史的建造物などの保全と果物・農産物などの農業振興を指定していただいた寄附金から、必要経費を差し引いた金額をそれぞれの目的に合った特定目的基金へ積み立てるための予算を計上しております。

詳細につきましては、財政課長・財政課主幹が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第18号、令和7年度矢掛町水道事業会計補正予算（第3号）についてでございますが、主な内容といたしましては、資本的収支につきまして国の補正予算への対応と事業費の精査に伴う補正予算を計上させていただいております。

詳細につきましては、上下水道課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、議案第19号、令和7年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）についてでございますが、今回の補正額は、歳入歳出それぞれ4,000万円の減額で補正後の予算総額は2,000万円となります。

内容といたしましては、小田地区事業用地造成に係る工事費等の減額によるものです。

詳細につきましては、企画課長が説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上が、議案第5号から議案第19号までの提案理由の説明でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 次に、詳細な内容の説明を求めます。総務防災課長。

○議長（浅野 毅君） 総務防災課長。

○総務防災課長（稲田欽也君） それでは、議案第5号、非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について、説明させていただきます。

一枚おめくりいただきまして改正文でございますが、第2条で報酬額を定めており、その別表第1号表の改正です。この報酬の改正は国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律に準拠した形で改正するものです。

内容といたしましては、町独自で定めておりました選挙の投開票における立会人等の報酬について、今回、物価の変動等により国の基準が改正されたことを機に国の基準に合わせるものでございます。

なお、投票日当日につきまして、本町では投票時間を午後6時までに短縮しておりますので、投票所の投票管理者と立会人の報酬につきましては短縮に見合った報酬額に調整をいたしております。

また、附則として、施行は令和8年4月1日からとさせていただくものです。

議案第5号の説明は、以上でございます。

○議長（浅野 毅君） 財政課長。

○財政課長（松嶋良治君） それでは、議案第6号、矢掛町宇角地区活性化振興基金条例の一部を改正する条例制定について、説明いたします。

今回の改正は、町長の提案説明にありましたように、今後の基金の使途としてはこれまでどおり、あくまでも宇角地区が中心ではありますが、同地区に限定することなく旧矢掛町育成牧場とその関係地域

における施策とするというものです。説明は資料によって行いますので、資料番号2を御覧ください。

表紙をおめくりいただきまして、新旧対照表でございます。まず、条例の題名を宇角地区という部分を地域に改めます。

つづいて、第1条、設置及び目的でございますが、対象地域を宇角地区に限定する表記であったものを旧矢掛町育成牧場及びその関係地域とするものです。

次に第2条、積立てでございますが、運用は改正前と変わりませんが、積み立てる額について具体的に表記をいたします。第1号、旧牧場用地の活用から生じた収入の一部を原資とする額、第2号、前号に掲げるもののほか当該年度の歳出予算に定める額でございます。

議案に戻っていただいて、附則として、この条例は、公布の日から施行いたします。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） こどもみらい課長。

○こどもみらい課長（楠木貴子君） 議案第7号、矢掛町保育園条例及び矢掛町認定こども園条例の一部を改正する条例制定について、御説明申し上げます。

一枚おめくりください。条例の改正文でございます。説明につきましては、資料番号3を御覧ください。一枚おめくりください。改正についての概要でございます。

1の改正理由ですが、令和8年4月から町内の各保育園・認定こども園で始める乳児等通園支援事業——いわゆるこども誰でも通園制度の実施について、規定するものでございます。

2の改正内容ですが、保育園条例は第10条、認定こども園条例は第12条を新設し、乳児等通園支援事業の実施について追加しております。

3の矢掛町でのこども誰でも通園の内容ですが、根拠法は子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律で、保護者の就労要件を問わず、こどもが保育所等において月一定時間、柔軟に利用できる通園給付として創設されたものです。この4月から全国の市町村で実施されます。

目的は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な生育環境を整備するもので、対象は保育園等に通っていない生後6か月～3歳未満の児童でございます。

実施施設は、町内3保育園と認定こども園の4園です。実施日は、月曜日～金曜日、園の開園日で、時間は午前9時～午後4時でございます。

類型は、余裕活用型で実施いたします。余裕活用型と申しますのは、在園児の0歳児から3歳未満児の空き定員の枠を活用して受け入れるものでございます。

利用可能時間は、児童1人当たり月10時間を上限としておりまして、これは国の示した基準に則っております。

保護者負担は、1時間300円としており、その後30分ずつ150円を追加いたします。また、減免もございます。備考として、利用希望保護者は事前に町から認定証を受ける必要がございます、保護者負担等含めた事業の詳細につきましては規則で定める予定でございます。

施行期日は、令和8年4月1日でございます。2ページ目には新旧対照表を添付しておりますので、御覧ください。

説明は、以上でございます。

○議長（浅野 毅君） 健康推進課長。

○健康推進課長（小川公一君） 議案第8号、矢掛町保健センター条例の一部を改正する条例制定につ

いて、御説明申し上げます。

表紙をおめくりください。矢掛町保健センター条例の一部を改正する条例、矢掛町保健センター条例（令和6年矢掛町条例第33号）の一部を次のように改正する。別表中欄外第3項を削り、第4項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

改正内容の説明は資料で行いますので、資料番号4を御覧ください。表紙をおめくりいただきますと新旧対照表がございます。表の右側が改正前、左側が改正後でございます。改正箇所は、この別表の欄外でございますので、一枚おめくりいただきまして2ページ目の表の下、欄外を御覧ください。

改正前の別表中欄外第3項は、栄養指導室は、他の施設が使用できない場合において、町長が必要と認めるときに限るものとする。となっておりますので、例えば、農村環境改善センターの調理室などのほかの施設が使用できる場合などは栄養指導室は使用できないことになっていました。

今回の改正ではこの条件を削除いたしますので、健康増進の目的であれば、より多くの団体の方に保健センターの栄養指導室を利用していただくことができるようになると考えております。

最後に施行期日ですが、議案第8号に戻っていただきまして、附則を御覧ください。施行期日は、公布の日としております。

以上でございます。

○議長（浅野 毅君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（片岡 崇君） それでは、議案第9号、矢掛町介護保険条例の一部を改正する条例制定について、御説明をさせていただきます。

一枚おめくりいただきまして、改正文については資料で説明させていただきますので、お手許の資料番号5を御覧ください。表紙をおめくりいただきまして、今回の改正は、令和7年度税制改正に伴うもので、給与所得者に適用される給与所得控除額が55万円から65万円に引き上げられることに伴う介護保険料の算定に係る改正となります。

この給与所得控除の見直しに伴う介護保険料の影響についてですが、65歳以上の介護保険料第1号保険料の段階判定は、住民税の課税所得を基準としているため、控除が増えると本来の保険料段階より低い段階へ移行する対象者が生じます。

また、介護保険料については、令和6年度から8年度までの3年単位の介護保険事業計画に基づき、保険料を算定しているため、令和8年度分の想定しない保険料の収入不足が懸念されます。

こうした税制改正による意図しない保険料の減収を防ぐため、国では介護保険法施行令を改正し、令和8年度の第1号保険料に限り、給与所得控除の最低保障額引上げの影響を遮断し、控除が従前のものとして、保険料を算定する仕組み、要するに改正前の給与所得控除額55万円を適用した算定を行うこととなりました。

また、国の通知により、前年度非課税者に係る特例減免として、令和8年度の住民税が非課税であるにも関わらず、介護保険料上の住民税が課税状況になった場合は、住民税非課税扱いとし、被保険者については、前年度の介護保険料の段階に減免する措置も行われることとなりました。これらの国の方針に従い、矢掛町介護保険条例についても同様の改正を行うものでございます。

議案に戻りまして、附則として、この条例は、令和8年4月1日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 産業観光課長。

○産業観光課長（池田敏之君）

それでは、議案第 10 号、矢掛町火入れに関する条例制定について、御説明申し上げます。

一枚おめくりいただき、1 ページを御覧ください。まず、第 1 条の目的として、森林又は森林の周囲 1 キロメートルの範囲内にある土地における火入れに関し、森林法第 21 条の許可の手続きその他必要な事項を定めることを目的とするとしております。

次に、第 2 条の許可の申請として、申請者は火入れを行おうとする期間の開始する日の 10 日前までに申請書に必要書類を添えて提出しなければならない旨等を定めております。

次に、第 3 条の許可の要件として、火入れの目的が、森林法第 21 条第 2 項各号に掲げる目的のいずれかに該当すること及び周囲に延焼のおそれがないと認められることとしております。

なお、森林法第 21 条第 2 項各号に掲げる目的とは、造林のための地ごしらえ、開墾準備、害虫駆除、焼畑及び採草地の改良でございます。

次に、第 4 条に許可証の交付等、第 5 条に許可後における指示を定めております。

次に、第 6 条に許可の対象期間として、1 件につき 8 日以内、第 7 条に許可の対象面積として、1 団地における 1 回の火入れで 1 ヘクタールを超えない旨等を、第 8 条に火入れの通知として、火入れを行う前日までに火入れの場所及び日時を町長に通知しなければならない旨を定めております。

次に、第 9 条に許可証の返納、第 10 条に火入責任者の義務を定めています。第 11 条の防火帯の設置として、火入地の周囲に幅 5 メートル以上の防火帯を設ける旨等を、第 12 条に火入従事者の配置及び消火に必要な器具の携帯等を定めております。第 13 条に火入れの方法を、第 14 条に火入れの中止として、強風注意報、乾燥注意報、火災に関する警報及び林野火災に関する注意報が発令された場合は、火入れを行ってはならない旨等を定めております。第 15 条に緊急連絡体制の整備、第 16 条に消防長への通知等を定めております。

附則として、この条例は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

議案第 10 号の説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（浅野 毅君） 企画課長。

○企画課長（平井勝志君） それでは、議案第 11 号、矢掛町振興計画基本構想の策定について、御説明いたします。

一枚おめくりいただきまして、町長が提案説明で申しましたとおり、審議会で御審議いただき、答申をいただきました第 7 次矢掛町振興計画でございます。基本構想だけでなく、前期基本計画も併せて提出させていただきます。

表紙をおめくりいただきまして、目次でございますが、第 1 部が計画の策定にあたって、第 2 部が今回御審議をいただきます基本構想、一枚おめくりいただき、第 3 部が前期基本計画となっております。

それでは、基本構想につきまして御説明いたしますので、15 ページをお開きください。まず、第 1 章といたしまして、まちづくりの理念でございます。

本町におけるまちづくりの理念とは、町民の視点から地域社会の将来像を描き、達成するための基本的な考え方や価値観を示したもので、矢掛町民憲章を基本として 5 つの理念を掲げてございます。

一枚おめくりいただき、16 ページを御覧ください。第 2 章、まちの将来像でございます。進化を続けて成長するまち、この言葉には本町がこれまで育んできた豊かな自然環境や支え合いの町民文化といった地域の大切なものを守りながら未来に向かって挑戦し続けていく、本町の魅力を守り続け、未来を担

う子どもたちにつなげて行くという意味を示したものでございます。こうした未来へつなげる願いを込めて、10年後の将来像を進化を続けて成長するまちとしてございます。

次に、18ページを御覧ください。第3章、将来像実現のための6つの視点でございます。それぞれの読み上げはいたしません、まちの将来像を実現するための各施策分野に横断的に関わる視点として、6つの視点を掲げています。

続きまして、20ページになりますが、将来像実現のための各施策分野の目標として、25ページにかけ、基本目標1から基本目標5を設定しております。先ほど御説明いたしました6つの視点で、これら5つの基本目標を推進し、まちの将来像実現につなげて行くというスキームでございます。

ここまでは、第7次矢掛町振興計画基本構想の説明でございます。

続きまして、29ページを御覧ください。これ以降は、前期基本計画を載せてございます。

まず、施策の体系でございまして、基本構想で掲げた基本目標1から基本目標5に対する31の基本施策の体系を載せております。また、32ページからは、分野別施策の方針とし、それぞれの基本施策ごとの施策の展開について、基本的な方向性とそれぞれ主な取組や主な事業を載せておりますので、御覧いただきたいと思っております。

振興計画基本構想の説明は以上でございます。

続きまして、議案第12号、矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画の策定について、御説明いたします。

一枚おめくりいただきまして、計画でございます。これまで、令和3年4月1日に施行された過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、令和3年度から令和7年度までの5年間の計画であります矢掛町過疎地域持続的発展市町村計画に基づき、過疎対策事業を実施してまいりましたが、当該計画が計画期間の満了となることから新たな計画を策定するものでございます。

策定いたします計画につきましては、国・県の指導の下、これまでの計画をベースに法律の規定に沿った形で作成しており、振興計画との整合を図り、県の承認を受けたもので令和8年度から令和12年度までの5年間の計画期間でございます。

基本方針といたしまして、10ページをお開きください。イとして基本的施策をあげておりますが、①の移住・定住・地域間交流の促進、人材育成から、12ページにかけまして、⑩の再生可能エネルギーの利用促進まで国が定めた枠組みの11項目で構成いたしております。次の13ページ、(5)地域の持続的発展のための基本目標でございますが、今議会に上程しております第7次矢掛町振興計画基本構想において定めている6つの視点と5つの基本目標により、まちの将来像実現のため事業を推進することとしております。

続きまして、16ページから、それぞれの基本的施策につきまして(1)現況と問題点、(2)その対策、(3)計画、(4)公共施設等 総合管理計画等との整合を44ページまでにわたって挙げてございます。45ページ以降ですが項目ごとのそれぞれの事業計画でございます。

御承知のとおり、この過疎計画は、非常に有利な財源であります過疎対策事業債の借入れができるようにするための個別計画でございます。現時点で想定できる事業は全て載せてございますが、今後も毎年見直しを行い、必要に応じて計画変更で対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（浅野 毅君） お諮りいたします。説明の途中ですが、ここで15分程度休憩いたしたいと思いをします。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（浅野 毅君） 異議なしと認めます。よって、10時50分まで休憩いたします。休憩。

午前10時34分 休憩

午前10時49分 再開

○議長（浅野 毅君） 休憩を閉じ、休憩前に引き続き会議を開きます。建設課長。

○建設課長（渡邊孝一君） それでは、議案第13号、町道の路線廃止について及び議案第14号、町道の路線認定について、御説明させていただきます。

このたびの町道の路線廃止及び町道の路線認定につきましては、現在、建設課で進めております道路台帳・都市計画法規制等の電子化の作業の中で、過年度において廃止及び認定すべき路線が整理できておらず、来年度の公開型GISによる台帳情報等をオープンデータとしての公開に向け整理する必要があり、上程させていただくものでございます。

説明は資料により御説明させていただきますので、資料番号6を御覧ください。資料番号左側にナンバーを振ってございますが、ナンバー1からナンバー3までは廃止路線でございます。ナンバー4からナンバー12までは、起点又は終点の変更又は道路種別の変更による路線を一旦廃止いたしまして、改めて認定をさせていただくものです。ナンバー13から25につきましては、新たな認定路線となります。

今回の廃止路線は12路線、路線延長合計は3,671.3メートル、認定路線は22路線、路線延長合計は6,270.3メートルでございます。

資料の左側の表は、廃止路線を表しておりまして、右側が認定路線でございます。また、それぞれの議案調書の後ろに路線の位置図を添付しておりますので、資料と合わせて御覧ください。

それでは、一つずつ御説明をさせていただきます。

〔議案第13号資料番号6について説明記載省略〕

以上で説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 福祉介護課長。

○福祉介護課長（片岡 崇君） 議案第15号、権利の放棄について、御説明申し上げます。

放棄する権利の内容は、住宅新築資金等貸付金に係る債権で、同一の債務者に対し、昭和55年度に住宅新築資金、宅地取得資金の貸付を行ったものでございます。

今回放棄しようとする債権はこの2件で、貸付金850万円のうち未返済額は元金と利子を併せて749万4,979円でございます。

内訳としましては、住宅新築資金が貸付金550万円のうち未返済額は元金と利子を併せて403万5,475円で、宅地取得資金が貸付金300万円のうち未返済額は元金と利子を併せて345万9,504円でございます。

放棄する理由は、債務者が生活保護を受けており、稼働年齢も超過し、将来にわたって資力の回復が困難な状況にあるためです。また、保証人についても既に死亡しており、今後債務履行の見込みがないと認められる状況でございます。

放棄の時期は、令和8年3月31日でございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 財政課長。

○財政課長（松嶋良治君） それでは、議案第 16 号、権利の放棄について説明いたします。

議案を御覧いただきまして、記として、1 放棄する権利の内容は、(1) 権利駐車場貸付収入に係る債権 (2) 件数 1 件 (3) 債権額 7,000 円、これは令和 6 年 11 月分と 12 月分の 2 か月分でございます。

2 放棄する理由は、債務者が死亡し、その相続人子 2 名でございますが、全て相続放棄を行っており、今後債務履行の見込みがないと認められるためでございます。

議案第 16 号の説明は以上でございます。

続いて議案第 17 号、令和 7 年度矢掛町一般会計補正予算（第 8 号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、1 億 2,500 万円を減額するもので、内容につきましては、まず、歳入につきまして若干説明をさせていただきますので概要を御覧ください。概要の一番下、財源内訳のうち、上の特定財源については、この後、歳出を事項別明細書で説明する際、併せて説明いたしますので、ここでは下の一般財源の欄を御覧ください。

今回の一般財源は、それぞれ決算見込みによる調整を行っておりますが、町税は、入湯税の減額、利子割・配当割・株式等譲渡所得割・法人事業税交付金、地方消費税交付金、環境性能割交付金は今年度確定による調整でございます。地方交付税は、6,357 万円の増額で調整いたしております。県支出金は、少子化対策に係る県補助金、繰入金は、財政調整基金からの繰入金をそれぞれ減額いたしております。諸収入は、土地開発公社負担金の減額とデジタル基盤助成金の増額でトータルで減となっております。

続きまして、繰越明許費、債務負担行為と地方債の補正がございますので、予算書 6 ページをお開きください。まず、第 2 表繰越明許費補正でございます。追加で 13 件でございますが、いずれも事業の進捗経過により、本年度中の事業完了が見込めないものとして、繰越しを行うものでございます。

まず、総務費としまして、財産管理（PCB 含有トランス更新及び処分）、防災対策事業（向山大下線ほか）、ふるさと納税事業（返礼品送付）、戸籍住民基本台帳（戸籍附票システム改修ほか）の 4 件、次に衛生費としまして、保健衛生総務（水道事業会計出資金）、じん芥処理事業（西部衛生施設組合負担金（熱利用施設建設）の 2 件、農林水産業費としまして、ダム管理（鬼ヶ岳ダム無線受信機等修繕）、かんがい排水事業（単町）（矢掛町土地改良事業補助金）、農業水路等長寿命化・防災減災事業（内神新池廃止工事）の 3 件、最後に土木費としまして、道路改良（単町事業）（原北側線）、道路改良（狭あい道路整備等促進事業）（広石線ほか）、かわまちづくり事業、町営住宅管理の 4 件、合計 13 件でございます。

続いて、第 3 表債務負担行為補正でございます。追加 1 件で、内容は町長町議選挙掲示板設置委託、期間は令和 8 年度、限度額は 140 万円でございます。

続いて、7 ページ、第 4 表地方債補正でございます。変更が 11 件でございますが、それぞれ充当事業の実績見込みに伴いまして限度額の増減を行うものでございます。

私からの説明は以上でございますが、この後、事項別明細書の説明を主幹が行いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 財政課主幹。

○財政課主幹（小出健司君） それでは、事項別明細書に基づきまして、御説明申し上げます。

予算書 30 ページ・31 ページをお開きください。なお、今回の補正予算は、各事業の進捗に伴う事業費の調整を計上しておりますので、それ以外の特徴的なものを中心に説明をさせていただきます。

まず、1 款議会費では、リース料及び工事請負費の減額を計上しております。特定財源として、国庫

補助金を減額しております。

次の2款総務費の一般管理費では、消耗品費を追加計上しておりますほかは、次の企画費にかけまして、実績又は実績見込みによる事業費及びその財源の減額を計上しております。

次の公聴広報費では、印刷製本費を追加計上し、交通安全対策費では、実績見込みによる補助金の減額を計上しております。

次の駅前広場管理費では、矢掛駅LED化に伴う経費を、防災対策事業費では、次の32ページ・33ページにかけまして、工事費とその財源の減額及び修繕料等を追加計上しております。

次のふるさと納税事業費では、寄附金の増見込に対応した返礼品等必要経費の追加分を計上し、財源としてふるさと納税寄附金を充当しております。

次の生活応援商品券事業費から2項徴税費の賦課徴収費にかけましては、実績又は実績見込みによる事業費及びその財源の減額を計上しております。

続いて、34ページ・35ページを御覧ください。次の戸籍住民基本台帳費では、システム改修に伴う委託料を計上しておりますほかは、次の4項選挙費にかけまして実績又は実績見込みによる事業費とその財源の減額を計上しております。委託料は、財源として、国庫補助金を充当しております。

次の3款民生費の社会福祉総務費では、特定財源として住宅新築資金等貸付金の回収不能債権の整理に対する償還推進助成事業補助金を計上しております。

次の老人福祉センター管理費では、業務用給湯器の修繕料を、続いて36ページ・37ページの障害者福祉費及び救護施設費では、実績又は実績見込みによる事業費とその財源の減額及び通信運搬費等の不足見込額を計上しております。

次の電力等価格高騰支援給付金事業費では、令和6年度実績確定に伴う国庫返還金を計上しております。

次の2項児童福祉費では、次の38ページ・39ページにかけまして、実績又は実績見込みによる事業費の減額とその財源の調整及び備品購入費等の不足見込額を計上しております。

次の4款衛生費の保健衛生総務費では、一般会計出資債を活用した水道事業会計への出資金を計上しております。

次の予防費から保健センター管理費にかけましては、実績又は実績見込みによる事業費の減額及びその財源の調整を行っております。また、特定財源として、健康増進費へは寄附金を、環境衛生費へは墓地使用料をそれぞれ充当しております。

続いて40ページ・41ページを御覧ください。次の母子保健費から出産・子育て包括支援事業費にかけましては、実績見込みによる事業費の減額とその財源の調整を、母子保健費では、前年度事業の精算に伴う返還金を計上しております。

次の2項清掃費では、井原地区清掃施設組合及び西部衛生施設組合からの通知に基づく負担金の調整を計上しております。このうち、西部衛生施設組合の熱利用施設建設分につきましては、財源として国庫補助金及びじん芥処理事業債を充当しております。

次の5款農林水産業費の農業委員会費では、実績による電算使用料の減額を計上しております。

続いて、42ページ・43ページを御覧ください。次の農業振興費及びかんがい排水費では、実績又は実績見込みによる事業費とその財源の減額及び県営事業負担金を追加計上しております。県営事業負担金は、財源として老朽ため池整備事業債と地元負担金を充当しております。

次の水車の里フルーツピア費では、実績によるふるさと納税寄附金の充当額の調整を、農業者戸別所得補償制度推進事業費から、次の 44 ページ・45 ページの 2 項林業費にかけましては、実績又は実績見込みによる事業費とその財源の減額を、中山間地域等直接支払事業費では、消耗品費を追加計上しております。また、特定財源として、林道維持費では、森林環境譲与税の目間での組替えを計上しております。

次の 6 款商工費では、実績による奨励金、補助金及びその財源の減額を、また、特定財源として、観光費では、県補助金を計上し、過疎対策事業債を減額しております。

続いて 7 款土木費の 1 項土木管理費から、次の 46 ページ・47 ページの 3 項河川費にかけましては、実績又は実績見込みによる事業費の減額及び財源の調整を計上しております。また、特定財源として、道路新設改良費では、国庫補助金の目間での組替えを、かわまちづくり事業費では、過疎対策事業債や企業版ふるさと納税などの充当額の調整を行っております。

次の 8 款、消防費の非常備消防費では、団員出動報酬及び団員訓練費補助金を追加計上し、消防施設費では、次の 48 ページ・49 ページにかけまして、実績による負担金・補助金の減額を計上しております。

次の 9 款、教育費の教育委員会費では、小北中学校組合負担金の増額を計上し、事務局費では、特定財源として企業版ふるさと納税寄附金を充当する財源更正を行っております。

次の 2 項小学校費の学校管理費では、実績による事業費の減額とその財源の調整及び光熱水費等の不足見込額を計上しております。

次の教育振興費では、実績による事業費とその財源の減額及び要・準要保護児童就学援助費を追加計上しております。

続いて、50 ページ・51 ページを御覧ください。次の 3 項中学校費では、消耗品費等を追加計上しておりますほかは、次の教育振興費にかけまして、実績による事業費及びその財源の減額を計上しております。

次の 5 項社会教育費では、実績又は実績見込みによる事業費及びその財源の減額を計上しております。また、特定財源として、文化センター費では、ふるさと納税寄附金を減額する財源更正を行っております。

続いて、52 ページ・53 ページを御覧ください。次の 6 項保健体育費では、実績又は実績見込みによる事業費及びその財源の減額を、共同調理場管理費では、施設管理経費の不足見込額を計上しております。

続いて 12 款諸支出金では、次の 54 ページから 57 ページまでにかけては、1 項基金費において、各基金の運用収入等による積立金を計上しております。

続いて、58 ページ・59 ページを御覧ください。最後に、予備費としまして、53 万 6,000 円で調整しております。

以上で、事項別明細書の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（浅野 毅君） 上下水道課長。

○上下水道課長（丹下裕之君） それでは、議案第 18 号、令和 7 年度矢掛町水道事業会計補正予算（第 3 号）について、御説明いたします。

1 ページを御覧ください。まず、第 2 条の業務の予定量でございますが、建設改良計画で、配水設備費を 2,100 万円減額し、2 億 468 万 6,000 円とし、老朽施設整備費を 2,300 万円減額し、1 億 6,200 万

円とするものでございます。次に、第3条、資本的収入及び支出でございますが、資本的収入を5,400万円減額し3億5,100万円に、資本的支出を4,400万円減額し、4億5,500万円とするものでございます。次に、第4条、企業債では、その限度額を3,240万円減額し、2億9,840万円とするものでございます。

一枚おめくりいただき、2ページを御覧ください。補正予算（第3号）実施計画でございます。

資本的収入及び支出につきまして、本年度事業費の精査と国の令和7年度補正予算配分を受けての必要な補正を行うものでございます。

収入では、工事負担金を1,135万5,000円減額し、2,856万7,000円とし、企業債を3,240万円減額し、2億9,840万円とし、他会計からの出資金を320万円増額し、1,667万8,000円とし、補助金を1,344万5,000円減額し、735万5,000円とするものでございます。

次に、支出では、建設改良費を4,400万円減額し、3億6,991万8,000円とするものでございます。内容といたしましては、配水設備費では、事業費精査により工事請負費を2,100万円減額、老朽施設整備費では、国の補正予算配分を受けて工事請負費を2,000万円増額し、事業費精査により委託料を4,300万円減額し、全体では2,300万円の減額を計上しております。

3ページからは補正予算（第3号）実施計画説明書を添付しておりますので、御覧いただきまして説明につきましては省略させていただきます。

以上で議案第18号の説明とさせていただきますので、よろしくお願いします。

○議長（浅野 毅君） 企画課長。

○企画課長（平井勝志君） 議案第19号、令和7年度矢掛町地域開発事業特別会計補正予算（第2号）について、御説明申し上げます。

今回の補正は、歳入・歳出それぞれ4,000万円を減額し、補正後の総額を2,000万円とするものでございます。

続きまして、繰越明許費、地方債の補正がございますので、3ページをお開きください。まず、第2表繰越明許費でございます。地域開発事業費、小田地区事業用地造成事業、1,100万円でございます。

続きまして、第3表地方債でございます。追加1件で地域開発事業でございますが、限度額1,770万円、小田地区事業用地造成事業で用地取得、測量設計委託分でございます。

続きまして、事項別明細書の説明をさせていただきますので、8ページを御覧ください。歳入でございます。不動産売払収入を5,810万円減額、前年度繰越金を40万円増額、地域開発事業債を1,770万円増額するものでございます。次に、10ページを御覧ください。歳出でございます。1款地域開発事業費の1項事業費は、4,008万6,000円の減額で、用地取得に期間を要した為、造成工事が翌年度実施となる事に伴う事業費の調整でございます。主な内容といたしましては、測量設計委託料の増、造成工事費の減、土地購入費の増をそれぞれ計上しており、最後に、予備費8万6,000円で調整しております。

以上でございます。よろしくお願いします。

○議長（浅野 毅君） 町長からの提案理由の説明並びに担当課長等からの詳細な内容の説明が終わりました。

~~~~~

**○議長（浅野 毅君）** お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は明日4日の午前9時30分から再開したいと思います。これに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（浅野 毅君）** 異議なしと認めます。よって、本日の会議はこの程度にとどめて散会とし、次の本会議は明日４日の午前９時３０分から再開することに決しました。

それでは、これにて散会といたします。皆様、御苦労さまでした。散会。

午前１１時２６分 散会